

保長介第5291号
令和2年3月27日

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その4）

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料の負担等については、利用者の申し立てにより、利用料を含めて10割を国民健康保険団体連合会等に請求していただいているところです。

この取扱いにつきまして、本市では、利用料の減免を令和2年9月利用分まで延長することとしたので、お取り計らいいただきますよう、よろしく申し上げます。

また、4月以降の減免につきましては、介護保険利用者負担額免除証明書を被保険者証に添えて提示したものを対象とすることとしますので合わせて御確認をお願いいたします。

対象者要件 (1) 及び (2) のいずれにも該当する方

(1) さいたま市の介護保険の被保険者

(2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※対象期間等の取扱いは、保険者により異なりますのでご注意ください。

問合せ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 田島、渡邊、田邊

電話 048-829-1264

FAX 048-829-1981